

株 主 各 位

愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1

株式会社中京医薬品

代表取締役社長 山 田 正 行

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月20日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成25年6月21日（金曜日）午前10時30分 |
| 2. 場 所 | 愛知県半田市雁宿町一丁目22番地の1
半田市福祉文化会館（雁宿ホール）中央公民館 講堂
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第35期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件 |
| 第5号議案 | 退任取締役および退任監査役に退職慰労金贈呈の件 |
| 第6号議案 | 辞任取締役に退職慰労金贈呈の件 |
| 第7号議案 | 役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給の件 |

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・定時株主総会終了後、「株主懇談会」の開催を予定しております。引き続きご参加いただきますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.chukyoiyakuhin.co.jp>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、期中においては復興需要や各種政策効果などにより、景気は緩やかながらも回復基調を辿りましたが、期の後半にかけては、欧州の経済危機や新興国を中心とした海外経済の減速による輸出の減少、国内政策効果の一巡、個人消費の足踏みなどにより景気は弱めの動きとなりました。しかしながら、年末より新政権による財政、金融政策への期待から円安・株高の動きが強まり、一部に明るい兆しも見えて参りました。

このような環境の中で、当社は「もっと健康、ずっと幸せ。」を企業スローガンとして定め、お客様が心身共に健康で幸せな社会生活を営むことに貢献し続けていくことを使命として捉え、より一層お客様に「健康」と「幸福」をお届けできる企業を目指すために邁進してまいりました。また、営業効率の向上と販売費及び一般管理費の削減による財務基盤の強化にも取り組みました。

家庭医薬品等販売事業におきましては、前々期の営業所統廃合により効率的となった営業体制と強固な財務基盤を維持継続しつつ、中期経営計画に基づき利益を重視した新たな経営戦略を推進してまいりました。

アクアマジック事業部で展開いたしております売水事業につきましては、これまでのTwo-Wayの拡大に加え、当期4月よりボトルの回収が不要なOne-Way方式の稼働が始まり、全国展開による営業エリア拡大と顧客数の増加など事業拡大に努めました。

その結果、当事業年度における売上高は6,492百万円（前期比6.0%増）、営業利益は150百万円（前期比323.0%増）、経常利益は145百万円（前期比251.4%増）となりましたが、前期は固定資産売却益357百万円を含む358百万円を特別利益に計上したこともあり、当期純利益は104百万円（前期比44.3%減）となりました。

イ、当事業年度における売上高の内訳

		主 要 品 目	売上高(千円)	構成比(%)
配 置 品 等	常 備 配 置 薬	風邪薬、胃腸薬等	816,098	12.6
	保 健 品	健康食品等	2,101,731	32.4
	ド リ ン ク	医薬品系飲料水、清涼飲料水等	865,153	13.3
	小 計		3,782,983	58.3
医 療 品		遠赤外線寝具、保温肌着、医療用具等	276,244	4.2
日 用 雑 貨		除菌消臭剤、化粧品、入浴剤等	873,019	13.4
生 活 流 通 ・ そ の 他		ペットボトル飲料水等	1,076,021	16.6
計			6,008,267	92.5
売 水 事 業		ミネラルウォーターおよびミネラルウォーター製造プラント	477,795	7.4
受 取 手 数 料 ・ そ の 他		生損保代理店手数料他	6,518	0.1
合 計			6,492,581	100.0

(注) 構成比は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

ロ、部門別売上高

部 門 名		第 34 期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	第 35 期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	前 期 対 比	
				金 額	増 減 率
小 売 部 門		千円	千円	千円	%
小 売 部 門		4,616,323	4,528,076	△88,246	△1.9
卸 売	F C 部 門	88,844	74,844	△13,999	△15.8
	一 般 流 通 部 門	997,868	1,405,346	407,478	40.8
	計	1,086,713	1,480,191	393,478	36.2
売 水 事 業 部 門		412,114	477,795	65,681	15.9
保 険 事 業 部 門 ・ そ の 他		9,306	6,518	△2,788	△30.0
合 計		6,124,457	6,492,581	368,124	6.0

(注) 保険事業部門・その他には、売上高の内訳の中で受取手数料等があります。

② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資の総額は78百万円で、主なものは、アクアマジック事業部のリース資産（有形）の増加42百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

当社の財産および損益の状況

	第 32 期 (平成22年3月期)	第 33 期 (平成23年3月期)	第 34 期 (平成24年3月期)	第 35 期 (当事業年度) (平成25年3月期)
売 上 高(千円)	7,475,339	6,700,841	6,124,457	6,492,581
経 常 利 益(千円)	197,133	265,732	41,516	145,877
当 期 純 利 益(千円)	89,382	29,600	187,161	104,161
1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)	8.86	2.93	18.51	10.20
総 資 産(千円)	5,180,700	5,296,119	5,158,543	5,188,939
純 資 産(千円)	2,266,928	2,239,221	2,389,304	2,775,613

(3) 重要な親会社および子会社の状況 (平成25年3月31日現在)

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境においては、健康志向の高まりや高齢化の進行により、ドラッグストア、コンビニ、ホームセンターなどによる積極的な市場参入がなされ、特に健康食品・化粧品・家庭用品市場においては通信販売企業をはじめ、メーカー、流通系企業等の地域戦略とONE TO ONEマーケティングのスキル、商品、サービスの向上によって市場の競争が激化してきています。また、お客様においても情報の高度化、スピード化の中で健康意識の高まりから、安全、安心意識の定着はもとより、商品、サービスに対する要望も多様化し、企業、商品の選別が厳しさを増してきています。

このような現況において、当社が持続的な成長を目指していくためには、三方良しの精神・共通善【みんなが幸せに生きるために、みんなにとって善いもの】による、お客様視点の経営を徹底し、「ふれあい業」の進化が重要施策となります。それには、①全社員の総力を挙げお客様生涯価値創造のマーケティング活動による事業能力を高め、②お客様に対する適切な情報・サービスの提供およびマーケット・インによる高品質な商品開発を推進し、③当社独自のフロントライン（お客様との多様な接点）の拡充を一層進めていきます。さらに、事業効率および財務基盤の強化を図り、更なる成長と収益性の向上のための成長戦略を稼動していきます。各事業の対処すべき課題については次のとおりです。

ヘルス・ケア事業（旧：配置販売事業）は当社のコア事業であり、お客様と直接「ふれあう」強みを活かし消費者ニーズを創発する商品・サービスの開発を行い、地域に密着してお客様の満足を図りながら更なる顧客の増加と営業エリアの拡大を行います。また他企業との事業提携も視野に入れ事業領域の拡大を推し進めていきます。

アクアマジック事業（売水事業）におきましては、当社の顧客基盤を有効に活用し、顧客の創造と拡充を図ると共に従前のTwo-Way方式に加えて新たにOne-Way方式のビジネスモデルを推進していきます。そのためには、効率的で安定供給できる製造・物流体制を構築し、他企業との事業提携や経営資源の相互活用も視野に入れ、収益の柱とすべく邁進していきます。

ライフ・ケア事業（旧：生活流通事業）におきましては、従前の一般市場向け飲料等の販売に加え、当期下期からは「クイックシールド エアーマスク」関連の販売が一般市場向けに急進し、認知度が高まりました。今後は更なる商品ブランドとプロモーションの充実を図り、当社の新たなコア事業として確立していきます。

以上のように、企業の持続的成長と収益性の向上のためには、三つの事業基盤の強化と事業領域の拡大が不可欠であります。それぞれの事業の連携と相乗効果を図り、お客様への「トータルライフ・ケア」を目指して成長戦略と事業改革をさらに推し進めていきます。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

当社は、救急箱（常備配置薬、保健品の一部、ドリンクの一部）を各家庭に配置して、使用分を販売する配置販売を行い、関連商品（保健品の一部、ドリンクの一部、医療品、日用雑貨およびギフトその他）は主として営業員が配置顧客に販売しております。また、加盟店を中心とする同業他社や一般流通市場に対し、当社の取扱商品を卸売販売しております。さらにアクアマジックブランドにおいて「RO（逆浸透膜）方式」による水の精製プラントを自社所有し売水事業を展開しております。

(6) 主要な営業所等の状況（平成25年3月31日現在）

本 社 愛知県半田市

営業所(65)

- | | | |
|-------|------|--|
| 【北海道】 | 北海道 | (2) 旭川営業所、札幌東営業所 |
| 【東北】 | 青森県 | (1) 八戸営業所 |
| | 宮城県 | (1) 仙台南営業所 |
| 【関東】 | 栃木県 | (1) 宇都宮営業所 |
| 【中部】 | 長野県 | (5) 長野営業所、松本営業所、飯田営業所、伊那営業所、上田営業所 |
| | 静岡県 | (4) 浜松営業所、静岡営業所、焼津営業所、掛川営業所 |
| | 岐阜県 | (9) 高山営業所、飛騨金山営業所、可児営業所、郡上八幡営業所、中津川営業所、岐阜東営業所、大垣営業所、土岐営業所、飛騨古川営業所 |
| | 愛知県 | (11) 半田営業所、中川営業所、岡崎営業所、豊川営業所、岩倉営業所、知立営業所、津島営業所、豊田営業所、名古屋東営業所、豊橋営業所、西尾営業所 |
| 【近畿】 | 三重県 | (9) 松阪営業所、四日市営業所、津営業所、鈴鹿営業所、伊勢営業所、桑名営業所、伊賀上野営業所、志摩営業所、尾鷲営業所 |
| | 滋賀県 | (2) 守山営業所、彦根営業所 |
| 【中国】 | 広島県 | (3) 東広島営業所、三次営業所、尾道営業所 |
| 【四国】 | 香川県 | (1) 坂出営業所 |
| | 愛媛県 | (1) 新居浜営業所 |
| 【九州】 | 大分県 | (3) 大分営業所、大分南営業所、中津営業所 |
| | 福岡県 | (4) 福岡東営業所、小倉営業所、太宰府営業所、宗像営業所 |
| | 宮崎県 | (5) 都城営業所、宮崎営業所、串間営業所、高鍋営業所、延岡営業所 |
| | 熊本県 | (2) 人吉営業所、熊本営業所 |
| | 鹿児島県 | (1) 始良営業所 |

アクアマジックウォーターショップ(4)

- | | | |
|------|-----|--|
| 【中部】 | 愛知県 | (3) アクアマジック名東ウォーターショップ、アクアマジック半田ウォーターショップ、アクアマジック名西ウォーターショップ |
| 【近畿】 | 三重県 | (1) アクアマジック松阪ウォーターショップ |

アクアマジックウォータープラント(3)

- | | | |
|------|-----|--|
| 【中部】 | 愛知県 | (3) アクアマジック名東ウォータープラント、アクアマジック半田ウォータープラント、アクアマジック名西ウォータープラント |
|------|-----|--|

計 (72)

(7) 従業員の状況（平成25年3月31日現在）

当社の従業員の状況

従業員数（人）	前事業年度末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
446（77）	22（5）名減	38.9	10.7	4,402,626

事業区分	従業員
小売部門	365（51）
卸売部門	8（0）
家庭医薬品等販売事業計	373（51）
売水事業部門	35（16）
保険事業部門その他	3（1）
全社（共通）	35（9）
合計	446（77）

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成25年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	176,015千円
知多信用金庫	142,000
株式会社三井住友銀行	70,000
三井住友信託銀行株式会社	68,747
株式会社名古屋銀行	42,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成25年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,660,734株（自己株式225,151株を含む）
- (3) 当事業年度末の株主数 4,736名（前期末比377名増）
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 田 正 行	1,770,586株	15.4%
有 限 会 社 ヤ マ シ ョ ー	1,121,085	9.8
山 田 幸 男	1,062,917	9.2
山 田 雄 三	765,432	6.6
知 多 信 用 金 庫	503,497	4.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会 社（ 信 託 口 ）	332,800	2.9
中京医薬品従業員持株会（きずな会）	323,568	2.8
株式会社三菱東京UFJ銀行	224,246	1.9
山 田 重 子	163,163	1.4
山 田 正 人	145,697	1.2

- (注) 1. 当社は自己株式225,151株を保有しておりますが、上記、上位10名の株主からは除外しております。なお、自己株式には、従業員持株会信託口が保有する当社株式332,800株を含んでおりません。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口）は、従業員持株会信託における再信託先であります。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況（平成25年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 田 正 行	
専務取締役	辻 村 誠	管理部門担当
取 締 役	松 本 好 博	アクアマジック事業本部長 兼アクアマジックOne-Way事業部長
取 締 役	金 澤 光 二	人事総務部長
取 締 役	飯 田 亨	管理統括本部長兼システム部長
取 締 役	米 津 秀 二	営業統括本部長
常 勤 監 査 役	柘 植 信 吾	
監 査 役	長 谷 川 了 治	
監 査 役	吉 田 和 永	弁護士
監 査 役	田 島 照 彦	

- (注) 1. 監査役柘植信吾氏、長谷川了治氏、吉田和永氏および田島照彦氏は、社外監査役であります。
2. 当社は、柘植信吾氏を株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 (うち社外取締役)	6名 (一)	83,328千円 (一)
監 (うち社外監査役)	4 (4)	10,200 (10,200)
合 計	10	93,528

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月23日開催の第31期定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月23日開催の第31期定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

① 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（定時12回、臨時3回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 柘植 信吾	15回	100.0%	15回	100.0%
監査役 長谷川 了治	13	86.7	14	93.3
監査役 吉田 和永	15	100.0	15	100.0
監査役 田島 照彦	15	100.0	15	100.0

② 取締役会および監査役会における発言状況

監査役柘植信吾氏は、常勤として情報の収集に努め、必要な情報を提供し、監査役会としての意見をとりまとめ、代表して発言しました。また、内部統制、コーポレートガバナンス、リスク管理等のあり方を中心に提言・発言をしました。

監査役長谷川了治氏は、人事労務の専門的見地から、労務人事施策、危機管理のあり方等を中心に提言・発言しました。

監査役吉田和永氏は、弁護士の立場から、コンプライアンス、係争関係、契約書のあり方等を中心にアドバイス・提言を行ないました。

監査役田島照彦氏は、金融関係の出身として、財務関係を主として業務内容などについて質問・発言を行ないました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役柘植信吾氏、監査役長谷川了治氏、監査役吉田和永氏および監査役田島照彦氏は150万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
非監査業務に係る会計監査人の報酬等の額	—
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 職務執行の基本方針

当社では、以下の経営理念および行動指針をもって全ての役員（取締役、監査役）および従業員（社員、嘱託、パートおよびアルバイト）の職務執行に当たっての基本方針となっております。

【企業理念】

当社は、永遠なる企業発展を追求し、且つ適正なる利益の確保とともに、株主、取引先、顧客、従業員、その他地域社会の住民の方々とともに繁栄する企業を目指して豊かな社会づくりに貢献いたします。その実現のために、当社の経営理念である「健康づくり・幸福づくり・人づくり」をコンセプトに、より愛されより親しまれる企業を目指して、医薬品配置販売業を「ふれあい業」と位置づけ、独自の「トータルライフ・ケア」を推進し、心のこもったサービスで顧客の期待に添うべく、誠心誠意をモットーに信頼される企業を目指して邁進しております。

また、平成22年初めより、改めてCSR（社会的責任）の理念を掲げ、事業経営を通して積極的に進めています。

【行動指針】

- ① 顧客満足度の向上を目指し、常に顧客第一をモットーに情熱をもって行動する。
- ② 顧客の幸福と健康づくりを本分とし、感謝と奉仕の精神を忘れないで行動する。
- ③ フォアザチームとチャレンジ精神で、働きやすい職場環境をつくり上げる。
- ④ 創造的な技術を駆使し、顧客が安心して使用できる商品づくりをする。
- ⑤ 自己研鑽と人材の育成に努め、仕事のプロフェッショナルを目指す。
- ⑥ 事業活動に関わる法令、社内規程および倫理綱領を守り、企業不祥事を防止し、真摯且つ正直な行動をする。
- ⑦ 組織内に属する全ての役職員は、当社の「（経営）理念マップ」による理念を良く理解し、事業活動の目的達成のため、その業務の有効性および効率性を高めることに努める。

⑧ 財務諸表および財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保する。

⑨ 限られた経営資源を効率的かつ有効的に活用し、利潤を追求する。
付記：倫理綱領に「民事介入暴力・反社会的勢力との関係遮断」という項目を設け、「私たちは、民事介入暴力・反社会的勢力からの不当な要求には絶対に応じません。問題が起これば、警察および顧問弁護士と連携のもと毅然たる態度で対処します。」と謳っております。

2. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(コンプライアンス体制の構築)

- (1) 取締役会は、法令順守のための体制を含む内部統制システム構築に関する基本方針について、定期的に見直しを行い、課題の改善に努める。
- (2) 取締役および従業員は、行動指針に基づき、社会人として、企業人としてふさわしい倫理観、価値観をもって行動する。
- (3) 取締役は、それぞれの担当部門において、社会規範、法令、社内ルールの順守について自ら範を示しつつ、部門内での指導を徹底することを第一の責務と認識する。併せて、毎月1回の取締役会には、監査役ならびに社外監査役も出席して、代表取締役以下各取締役の業務執行状況、リスク管理状況、法令・社内規則の順守状況等を検証するとともに、取締役相互の牽制機能の有効性を確認する。
- (4) 社内コンプライアンス体制を更に有効・強固なものにするために、取締役社長をチーフとし、各部署の代表である委員（取締役、他）からなる組織『中京医薬品コンプライアンス委員会』の活動を活性化する。なお、必要に応じて、顧問弁護士も参加する組織とする。
- (5) コーポレート・ガバナンスをはじめコンプライアンスについての認識高揚のための研修を年1回以上開催し、取締役は言うに及ばず主任以上の役職者等も参加し、認識を一層深めることにしている。
- (6) 内部統制プロジェクトにより、内部統制全般に亘る諸施策を推進する。
- (7) 当社は、取締役および従業員における企業倫理意識の向上、法令順守のため「倫理綱領」を定め、半期ごとに何が実行されたかを各担当部課長から取締役社長へレポートを提出し、意識の高揚に努める。

- (8) 当社は、内部通報（ヘルプライン）体制を設け、取締役および従業員が、社内外においてコンプライアンス違反行為が行われ、または、行われようとしていることに気付いたときは、速やかに、本社人事総務部担当者（社内相談窓口）、または、顧問弁護士（社外窓口）に通報（匿名可）することを定める。なお、通報内容は原則、情報提供者名削除のうえ（但し、通報者の承認を得た場合、この限りにあらず）直ちに、取締役社長に報告するものとする。会社は、通報者に対して「不利益な扱い」を一切行わないものとする。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役会、その他の重要な会議の意思決定に関する情報、取締役決裁その他重要な決裁に関する情報等については、「文書管理規程」に基づき、記録・保存・管理を行うものとする。

なお、取締役および監査役は、これらの文章（電磁的記録も含む）等を必要に応じて閲覧できるものとする。

- (2) 取締役会は、法令および証券取引所の「適時開示規則」により、情報の開示を定められた事項に関しては、速やかに開示を行うものとする。一方、「内部情報管理規程」に準拠して、未公表の内部情報の管理を厳密に行い、インサイダー情報に基づく自社株式の不正売買を防止する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づくリスク管理体制の構築および運用を行う。

- (2) 「リスク管理委員会」の下部組織に「リスクマネジメントチーム」を発足させ、各部署より提出された「過大（重要）リスク管理による予防対策・緊急時用対策」を検討し、特にリスクを発生させない環境づくり（予防対策）の推進を目的とする。

なお、「リスクマネジメントチーム」にて検討した結果、重要事象については「リスク管理委員会」へ意見を具申し、判定・解決を得るものとする。

また、チーム内2人1組の班体制によって、各部門より提出された「予防対策・緊急時用対策」を精査し、問題があれば各部門長に報告するとともに、リスク管理体制の組織的改善への取組みを促進する。

- (3) 不測（緊急）の事態が発生した場合には、「リスクマネジメントチーム」を経由せず、その事象に対する処理の意思決定を速やかに行うために設置された「中京医薬品コンプライアンス委員会」を開催し、適切且つ迅速な対応を行い損害を最小限に留める体制を取ることとする。なお、必要に応じて顧問弁護士に問題を具申し、意見を求め危機管理に当たることとする。
- (4) 各部署の業務に付随するリスク管理は、「リスクマネジメントチーム」の下部組織に設けられた「リスクマネージャー」が行うものとする。各部署における「リスクマネージャー」は、リスクの原因および防止の方法ならびに業務体制の改善方法について検討し、「リスクマネジメントチーム」への提言を行うものとする。

また、「リスクマネージャー」は、リスク管理についての部内への周知徹底を行うものとする。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行の効率性確保のため「取締役会規則」、「職務権限規程」等の社内規定を順守する。
- (2) 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに各取締役の担当業務に関する職務執行状況等の審議を行う。
- (3) 一方、経営効率の向上および意思決定のスピードアップならびに現場の緻密な情報把握のため、取締役および執行役員ならびに監査役以外の者（主として、各部担当部長、課長）を取締役に出席させ、その部署よりの付議案全般に亘っての意見および説明を求めることとする。
- (4) 執行役員制度の活用により、経営上の意思決定、監督機能と業務執行機能との分離による迅速且つ効率的な経営を推進するとともに、取締役会審議の活性化・実質化を図る。
- (5) 業務運営については、全社的な目標として平成25年を初年度とする中期計画を積極的に推進する。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社等はありません。

7. 取締役および従業員が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制

- (1) 取締役および従業員から監査役（会）に対する報告は、法令の規定事項の他、次の事項とする。
 - ① 当社の業務・財務に重大な影響・損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
 - ② 当社の役職員が法令または定款に違反する行為をし、または、これらの行為を行う恐れがあると考えられるときは、その旨、直ちに監査役に報告する。
 - ③ 当社に影響を及ぼす重要事項に関する決定については、適宜、監査役に報告する。
 - ④ 当社の業績および業績見込みの重要事項開示内容については、直ちに監査役に報告する。
 - ⑤ 内部監査室の責任者は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況については、直ちに監査役に報告する。
 - ⑥ 監査役（会）から業務執行に関する事項の報告を求められた取締役および従業員は、速やかに当該事項につき報告を行う。
- (2) 監査役は、経営に対する監視機能の強化と重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他重要な会議に出席するとともに、稟議書他業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、必要がある場合は、取締役および従業員に説明を求めることとする。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役より補助使用人の要請があった場合には、取締役会で検討したうえで配置する。
- (2) 監査役の要請に基づいて補助使用人を配置する場合、補助使用人は当然、取締役から独立し、専ら監査役の指示命令に従うものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、法令・定款および当社の「監査役会規則」ならびに「監査役監査基準」に定める監査役の重要性を十分に認識したうえで、監査役監査が有効に行われるための実効性を確保する。
- (2) 監査役は、監査の品質・効率を高めるため適宜、会計監査人である、有限責任あずさ監査法人と情報、意見交換等を行うなど緊密な連携を図るものとする。また、取締役社長と定期的に意見交換を実施し、他の取締役に対しても随時、意見交換を行うものとする。
- (3) 監査役は、当社の各部門長および現場従業員から個別ヒアリングを適時行うとともに的確なる指示を行い、必要且つ重要な事案については取締役会にて意見を報告し、担当取締役および必要に応じて出席した従業員よりヒアリングを行うものとする。
- (4) 取締役および従業員に対して、コンプライアンス確保のための教育、監査および指導を実施する。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成25年5月17日開催の当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針について次に掲げるとおり決定しました。

① 基本方針

当社は、当社株式が上場株式として自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の異動を伴う買付提案に対し、当社取締役会が賛同するか否かの判断についても、株主の皆様のご意向を踏まえて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要とする十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資さないものがあります。

そこで、当社は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、大量買付者に、当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供させ、当該大量買付行

為について検討等を行う時間を確保した上で、当社取締役会が、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買取者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とするための枠組みが必要不可欠であると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業理念および企業価値の源泉

「健康に勝る幸福なし」と言われるように、健康は人間の幸福にとって最も大切なものです。そこで当社は、少しでもお客様の健康のお役に立ちたい、もっと信頼していただける企業にしたいという一念から、創業の精神である「健康づくり、幸福づくり、人づくり」を企業理念として掲げ、今日までお客様と共に歩む企業として懸命に努力を重ねてまいりました。その理念は、お客様と常に感動・感激・感謝を共有し、幸福な暮しを共に実現していくことにあります。

創業以来、「置き薬」という世界に類を見ない日本の伝統的な「先用後利」の思想とそのシステムを基本にして、「トータルライフ・ケア」の戦略を推進し、タイムリーな商品（プライベート・ブランド）、情報、サービスの提供をさせていただくことで、お客様と直接ふれあうことの喜びや大切さを大事にまいりました。そして同時に、「予防は治療に勝る」ということから、お客様を「病気にさせない」ことに大きな使命があると考えてまいりました。

この「ふれあい業」は近年のデジタル化する社会にあって、常に顔が見える、温もりが伝わるアナログにこだわることに価値をおきます。そこにはほのぼのとした心の通い合うお客様との信頼のきずながつくられていきます。こうした「ふれあい」は、本来の人間がもつ社会的欲求を満ちし、生活習慣病をはじめとする様々な現代病や健康情報サービスへの不信・不安を少しでも払拭するために、人と人、心の「きずな」を大切にしたいヒューマン・ネットワークを広げていくことによって、社会に対する約束を果たしていきます。

「伝統と革新」をもとに挑戦し続ける<CHUKYO SPIRIT>を発揮し、最強のパートナル・コミュニケーションである「ふれあい業」をさらに拡大、発展させていくことこそ、当社の企業価値の源泉であると考えます。

2. 企業価値の向上に資する取り組み

当社が持続的な成長を目指していくためには、三方良しの精神・共通善【みんなが幸せに生きるために、みんなにとって善いもの】による、お客様視点の経営

を徹底し、「ふれあい業」の進化を重要施策とします。それには、①全社員の総力を掲げお客様生涯価値創造のマーケティング活動による事業能力を高め、②お客様に対する適切な情報・サービスの提供およびマーケット・インによる高品質な商品開発を推進し、③当社独自のフロントライン（お客様との多様な接点）の強化を一層進めていきます。さらに、事業効率および財務基盤の強化を押し進め、更なる成長と収益性の向上のための成長戦略の起動を推進していきます。

アクアマジック事業部で展開している売水事業部門におきましては、当社の顧客基盤を有効に活用し、営業エリアの拡大と更なる顧客数の増加に努めると共に、One-Way方式のビジネスモデルを推進し、効率的で安定供給できる製造・物流体制を構築し、他企業との事業提携や経営資源の相互利用も視野に入れ、収益の柱とすべく邁進していきます。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は本定時株主総会において、株主の皆様のご承認が得られることを条件に、当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定しました。本プランの具体的内容は、以下のとおりです。なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ(<http://www.chukyoiyakuhin.co.jp/ir/index.html>)に掲載されている平成25年5月17日付け当社プレスリリース「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご参照ください。

本プランは、当社株式の保有割合が20%以上となる買付け等を対象とします。

大量買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社に対して、必要情報等を記載した買付説明書を、当社の定める書式および方法により提出していただきます。大量買付者より必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は取締役会検討期間を設定します。大量買付行為は、取締役会検討期間が終了した後のみ開始されるものとします。当社取締役会は、取締役会検討期間内において大量買付者から提供された必要情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資するか否かという観点から、大量買付者の大量買付行為の評価を行います。その上で、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付行為の内容を検討し大量買付行為の内容を改善させるために、大量買付者と協議、交渉を行います。

独立委員会は、大量買付者および当社取締役会から提供された情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大の観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の検討を行います。独立委員会は、取締役会検討期間内に、当社取締役会に対して大量買付行為に関する勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動の決議その他必要な決議を行うものとします。なお当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権の無償割当てを実施します。

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、増大させることを目的とすることから、その有効期間は、本定時株主総会の終結の時から3年とします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

④ 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

(1) 会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、当該大量買付に応じるか否かの判断のための一定の検討期間が経過した後のみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしています。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは当社の会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

(2) 株主共同の利益を毀損するものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社は、本プランは、3年間のサンセット条項が付されているなど株主意を重視するものであること、独立性のある社外者の判断を重視し情報開示により透明な運営が行われる仕組みが確保されていること、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置は発動されないように設定されていること、独立委員会は外部専門家等の助言を受けることができ判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みになっていること、デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと、から当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	3,015,653	流動負債	1,902,973
現金及び預金	1,212,021	支払手形	304,769
受取手形	24,595	買掛金	278,396
売掛金	742,651	短期借入金	380,000
商品	348,768	1年内返済予定の長期借入金	39,996
委託商品	426,253	リース債務	27,541
製品	1,309	未払金	102,040
仕掛品	128	未払費用	260,912
貯蔵品	33,648	未払法人税等	42,559
前渡金	6,286	賞与引当金	268,000
繰延税金資産	173,369	役員賞与引当金	8,704
その他	54,495	役員退職慰労引当金	90,570
貸倒引当金	△7,876	返品引当金	12,305
固定資産	2,173,286	その他	87,179
有形固定資産	1,752,594	固定負債	510,352
建築物	428,691	長期借入金	78,766
構築物	16,402	リース債務	65,386
土地	1,226,855	退職給付引当金	127,721
リース資産	58,330	役員退職慰労引当金	231,570
その他	22,314	資産除去債務	4,408
無形固定資産	50,788	長期預り保証金	2,500
ソフトウェア	6,518	負債合計	2,413,326
リース資産	34,597	(純資産の部)	
電話加入権	8,256	株主資本	2,768,908
その他	1,416	資本金	681,012
投資その他の資産	369,902	資本剰余金	424,177
投資有価証券	64,357	資本準備金	424,177
長期貸付金	10,610	利益剰余金	1,901,405
保険積立金	141,954	利益準備金	64,585
差入保証金	104,758	その他利益剰余金	1,836,820
前払年金費用	36,958	圧縮記帳積立金	52,897
繰延税金資産	13,080	別途積立金	727,610
その他	12,433	繰越利益剰余金	1,056,312
貸倒引当金	△14,250	自己株式	△237,686
資産合計	5,188,939	評価・換算差額等	6,704
		その他有価証券評価差額金	6,704
		純資産合計	2,775,613
		負債・純資産合計	5,188,939

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで）

科 目	金 額	
		千円
売 上 高		6,492,581
売 上 原 価		2,356,623
売 上 総 利 益		4,135,958
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,985,944
営 業 利 益		150,013
営 業 外 収 益		28,577
営 業 外 費 用		32,712
経 常 利 益		145,877
特 別 利 益		—
特 別 損 失		
減 損 損 失	784	
固 定 資 産 除 売 却 損	344	1,129
税 引 前 当 期 純 利 益		144,748
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	36,547	
法 人 税 等 調 整 額	4,039	40,587
当 期 純 利 益		104,161

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から)
(平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利 益 剰 余 金				利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金						
					圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	530,950	274,115	274,115	64,585	52,897	727,610	1,016,620	1,861,712	△269,446	2,397,330	
当 期 変 動 額											
新 株 の 発 行	150,062	150,062	150,062							300,125	
剰余金の配当							△50,870	△50,870		△50,870	
当期純利益							104,161	104,161		104,161	
自己株式の取得									△29	△29	
自己株式の処分							△13,598	△13,598	31,790	18,191	
株主資本以外の項目の 当期変動額											
当期変動額合計	150,062	150,062	150,062	-	-	-	39,692	39,692	31,760	371,577	
当 期 末 残 高	681,012	424,177	424,177	64,585	52,897	727,610	1,056,312	1,901,405	△237,686	2,768,908	

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△8,026	△8,026	2,389,304
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			300,125
剰余金の配当			△50,870
当期純利益			104,161
自己株式の取得			△29
自己株式の処分			18,191
株主資本以外の項目の 当期変動額	14,731	14,731	14,731
当期変動額合計	14,731	14,731	386,309
当 期 末 残 高	6,704	6,704	2,775,613

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準および評価方法

・商品、委託商品

月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・製品、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法、ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法、なお、耐用年数については、法人税法の規定する方法と同一の基準によっております。ただし自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与金の支払に備えて、役員賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

④ 返品引当金

売上返品による損失に備えるため、過去の返品実績に基づき算定した返品見込額に対応する販売利益相当額を計上しております。

- ⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。また、数理計算上の差異は各発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。なお、過去勤務債務については5年による按分額を定額法により発生年度から費用処理しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金
- ③ ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 特例処理によっている金利スワップについては、有効性評価を省略しております。

(5) 収益の計上基準

委託商品については、配置先における消費を営業員が確認したとき、収益を計上しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(減価償却方法の変更)

当社、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

3. 未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

(1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点および国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務および勤務費用の計算方法ならびに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

平成26年3月期の期末より適用予定です。ただし、退職給付債務および勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	245,764千円
土地	886,075千円
計	1,131,839千円

上記の物件は、1年内返済予定の長期借入金39,996千円および長期借入金78,766千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 709,861千円

(3) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、当期の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形	11,815千円
支払手形	185,365千円

5. 損益計算書に関する注記

減損損失の内容は以下のとおりであります。

当事業年度において当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
旭川営業所他 2営業所	事業用資産	建物、工具、器具および備品

当社は、資産を事業所ごとにグルーピングしております。

事業用資産については、営業から生じる損益および使用価値が継続してマイナスであり、資産グループの固定資産簿価を回収できないと判断した事業所について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は次のとおりであります。

建物	718千円
工具、器具および備品	66千円
計	784千円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額（0円）により測定しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当会計年度期首の株式数 (株)	当会計年度増加株式数 (株)	当会計年度減少株式数 (株)	当会計年度末の株式数 (株)
普通株式	10,785,734	875,000	—	11,660,734

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加875,000株は第三者割当による新株の発行によるものであります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当会計年度期首の株式数 (株)	当会計年度増加株式数 (株)	当会計年度減少株式数 (株)	当会計年度末の株式数 (株)
普通株式	632,629	122	74,800	557,951

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加122株は単元未満株式の買取によるものであります。

普通株式の自己株式の株式数の減少74,800株は従業員持株会信託口から従業員持株会へ売却74,800株によるものであります。

自己株式には平成25年3月31日現在、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の332,800株が含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	26,401	2.5	平成24年 3月31日	平成24年 6月25日
平成24年11月13日 取締役会(注)	普通株式	26,401	2.5	平成24年 9月30日	平成24年 12月10日

(注) 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)に対する配当金1,019千円(平成24年3月31日基準日)および配当金914千円(平成24年9月30日基準日)を含んでおります。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月21日 定時株主総会 (注)	普通株式	28,588	利益剰余金	2.5	平成25年 3月31日	平成25年 6月24日

(注) 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)に対する配当金832千円を含んでおります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産	
未払事業税等	3,861千円
賞与引当金	115,381
役員賞与引当金	3,544
返品引当金	4,654
商品評価減	3,200
退職給付引当金	34,335
役員退職慰労引当金	116,377
貸倒引当金	6,460
繰越欠損金	10,148
貸倒損失否認	21
減損損失	16,480
その他	20,588
評価性引当額	△118,108
繰延税金資産合計	216,946千円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	29,063千円
その他有価証券評価差額金	1,432
繰延税金負債合計	30,495千円
繰延税金資産の純額	186,450千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他、製造設備等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械および装置他	72,000千円	61,987千円	10,012千円
合計	72,000	61,987	10,012

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	10,174千円
1年超	－千円
合計	10,174千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	11,728千円
減価償却費相当額	9,788千円
支払利息相当額	678千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

オペレーティング・リース取引

未経過リース料	
1年内	3,811千円
1年超	6,032千円
合計	9,843千円

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期運用は預金等、長期運用は投資適格格付けの債券に限定し、また資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、与信管理部署である経理部において、取引先ごとに期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の与信状況を年度ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、経理部において定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制としております。営業債務である支払手形、買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。長期借入金は、主に設備投資資金、長期運転資金および「株式給付信託（従業員持株会処分型）」組成に伴う信託口に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいものおよび時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金および預金	1,212,021	1,212,021	—
(2) 売掛金	742,651	742,651	—
(3) 差入保証金	86,859	66,934	△19,924
(4) 投資有価証券	61,857	61,857	—
資産計	2,103,389	2,083,465	△19,924
(5) 支払手形	304,769	304,769	—
(6) 買掛金	278,396	278,396	—
(7) 短期借入金	380,000	380,000	—
(8) 1年内返済予定の長期借入金	39,996	39,290	△705
(9) 長期借入金	78,766	78,437	△329
負債計	1,081,928	1,080,893	△1,035

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金および預金、(2) 売掛金

これらはおおむね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、過去の退去実績等を鑑み、平均入居期間を算定した上で回収可能性を反映した受取見込額を、残存期間に対応する安全性の高い債券の利率で割り引いた現在価値によっております。なお、貸借対照表計上額は、実際の差入保証金額に物件種別ごとの保証金返還率を乗じた返還予測金額を計上しております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式等は取引所の市場価格によっております。

(5) 支払手形、(6) 買掛金、(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 1年内返済予定の長期借入金、(9) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
非上場株式（貸借対照表計上額2,500千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「(4)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金および預金	1,212,021	—	—	—
売掛金	742,651	—	—	—
差入保証金	2,546	11,814	—	72,498
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券（社債）	—	—	—	—
(2) その他	—	906	—	—
合計	1,957,218	12,720	—	72,498

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	10,019	—	68,747	—

10. 賃貸等不動産に関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 249円99銭
(2) 1株当たり当期純利益 10円20銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年5月16日

株式会社中京医薬品

取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 木 造 眞 博 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴 木 賢 次 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中京医薬品の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について必要に応じて報告や説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況などを踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）などによって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告などの監査結果

- 一 事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。

(2) 計算書類及びその付属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月17日

株式会社中京医薬品 監査役会

常勤社外監査役 柘 植 信 吾 ㊟

社 外 監 査 役 長 谷 川 了 治 ㊟

社 外 監 査 役 吉 田 和 永 ㊟

社 外 監 査 役 田 島 照 彦 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開などを勘案して内部留保に意を用い、当期の期末配当を以下のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当金に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社の普通株式1株につき金2円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、28,588,957円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成25年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

現任の取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、M I 商品部の一層の強化とガバナンスの強化の為に新任2名を含め、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	やまだまさゆき 山田正行 (昭和20年2月26日生)	昭和53年5月 当社代表取締役社長 (現任)	1,770,586株
2	つじむらまこと 辻村誠 (昭和25年9月21日生)	昭和59年10月 当社入社 平成4年1月 当社取締役経理次長 平成6年4月 当社取締役経理部長 平成10年4月 当社取締役管理統括副本部長兼経理部長 平成11年6月 当社常務取締役管理統括本部長兼経理部長 平成12年4月 当社常務取締役管理統括本部長兼事務部長 平成20年1月 当社常務取締役管理統括本部長兼総務部長 平成20年10月 当社常務取締役(経営企画室付) 平成21年6月 当社専務取締役 平成22年4月 当社専務取締役管理部門担当 (現任)	78,048株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	まつもと よしひろ 松本好博 (昭和25年9月22日生)	昭和50年7月 三重中京医薬品株式会社入社 平成2年5月 当社入社 平成4年1月 当社取締役営業次長 平成7年4月 当社取締役営業部長 平成8年6月 当社取締役内部監査室長 平成9年10月 当社取締役第二営業部長 平成17年1月 当社取締役総務部長 平成19年1月 当社取締役営業管理部長 平成20年10月 当社取締役営業統括本部長 兼営業推進部長 平成21年6月 当社常務取締役営業統括本部長 兼営業推進部長 平成22年1月 当社常務取締役営業統括本部長 平成22年4月 当社取締役内部監査室長兼CSR担当 平成24年1月 当社取締役内部監査室長兼お客様相談室長兼CSR担当 平成24年2月 当社取締役事業開発本部長 平成24年6月 当社取締役アクアマジック事業本部長兼アクアマジックOne-Way事業部長 (現任)	68,918株
4	いいだ とおる 飯田亭 (昭和38年9月1日生)	昭和63年5月 当社入社 平成20年10月 当社執行役員管理統括本部長 兼システム部長 平成21年6月 当社取締役管理統括本部長 兼システム部長 (現任)	20,591株
5	よねづ しゅうじ 米津秀二 (昭和39年3月16日生)	昭和62年2月 当社入社 平成18年4月 当社商品企画部長 平成20年4月 当社営業部長 平成20年10月 当社執行役員配置営業部長 平成22年4月 当社執行役員配置営業統括本部長代行 平成23年6月 当社取締役配置営業統括本部長 (現任)	24,905株
※ 6	いわさき れいかい 岩崎雷凱 (昭和36年3月23日生)	平成12年1月 当社入社 平成20年10月 当社執行役員商品企画部長 平成24年6月 当社執行役員商品部長 平成24年10月 当社執行役員営業統括副本部長 兼MI商品部長 (現任)	1,400株

候補者番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
※ 7	た じ ま てる ひこ 田 島 照 彦 (昭和16年5月24日生)	平成3年12月 知多信用金庫理事 平成14年6月 知多信用金庫監事 平成15年6月 知多信用金庫監事退任 平成21年6月 当社監査役 (現任)	5,000株

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 田島照彦氏が取締役就任された場合には、社外取締役として当社との間で定款に定める責任限定契約を締結する予定であります。

3. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役4名は任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
※ 1	かな ざわ こう じ 金 澤 光 二 (昭和27年3月17日生)	昭和50年12月 当社入社 平成9年6月 当社取締役商品部長 平成22年1月 当社取締役総務部長 平成24年6月 当社取締役人事総務部長 (現任)	25,672株
2	つ げ しん ご 柘 植 信 吾 (昭和15年9月25日生)	平成4年10月 愛知県労働者福祉協議会事務局長 平成6年6月 愛知県労働金庫専務理事 平成9年6月 同理事長 平成12年10月 東海労働金庫理事長 平成15年6月 東海労働金庫理事長退任 平成17年6月 当社監査役 平成20年6月 当社常勤監査役 (現任)	3,500株

候補者番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
3	よ し だ か ず な が 吉 田 和 永 (昭和50年9月26日生)	平成10年3月 大阪大学法学部卒業 平成16年10月 司法試験合格 平成17年4月 司法修習生(第59期) 平成18年10月 住田正夫法律事務所入所 (現任) 平成20年6月 当社監査役(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 柘植信吾氏と吉田和永氏は社外監査役の候補者であります。
4. 柘植信吾氏は、人事労務やリスク管理に対するアドバイスを期待しております。吉田和永氏は弁護士として当社の遵法経営に対する適確な監査を期待しております。
5. 柘植信吾氏は監査役就任から8年、吉田和永氏は就任から5年です。
6. 柘植信吾氏ならびに吉田和永氏と当社は定款に定める責任限定契約を締結しております。

第4号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

当社は、平成24年11月13日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）および、これに付随する基本方針を実現するための特別な取組み（同条第3号ロ(1)、以下「大量買付ルール」といいます。）について決定しておりましたが、平成25年5月17日開催の当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同条第3号ロ(2)）として当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議しております。

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に導入することといたします。平成25年5月17日開催の当社取締役会においては、いずれも社外監査役である当社監査役4名全員が、本プランの運用が適切に行われることを条件に、本プランの内容に賛同する旨の意見を述べております。

なお、大量買付ルールについては、本プランが本定時株主総会にて承認された場合、廃止されるものとします。

現時点において、当社に対し特定の第三者から大量買付行為（Ⅲ2.（2）において定義されます。以下同じとします。）が行われ、または行われるおそれが

あるという事情は認識しておらず、当社による本プランの導入は、いわゆる平時における買収防衛策の導入であります。

本プランの具体的な内容については、以下に記載のとおりです。

I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式が上場株式として自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の異動を伴う買付提案に対し、当社取締役会が賛同するか否かの判断についても、株主の皆様のご意向を踏まえて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要とする十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資さないものがあります。当社が構築してきたコーポレートブランド、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・増大させていくためには、II 1. 記載の企業価値の源泉を維持し、向上させることが必要不可欠です。したがって、これらが当社の株式の大量買付行為を行う者により中長期的に維持・向上させられないのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになると考えます。また、大量買付行為の提案を受けた際には、前記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

上記の観点から、当社は、当社株式に対する大量買付行為が行われた場合には、株主の皆様が当該大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要かつ十分な情報および検討期間が与えられた上で、判断を行うことができる体制を確保することが必要であるとと考えております。

そこで、当社は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、大量買付者（III 2. (1) イにおいて定義されます。以下同じとします。）に、当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供させ、当該大量買付行為について検討等を行う時間を確保した上で、当社取締役会が、株主の皆様に対し当社経営陣の

計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とするための枠組みが必要不可欠であると考えております。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業理念および企業価値の源泉

「健康に勝る幸福なし」と言われるように、健康は人間の幸福にとって最も大切なものです。そこで当社は、少しでもお客様の健康のお役に立ちたい、もっと信頼していただける企業にしたいという一念から、創業の精神である「健康づくり、幸福づくり、人づくり」を企業理念として掲げ、今日までお客様と共に歩む企業として懸命に努力を重ねてまいりました。その理念は、お客様と常に感動・感激・感謝を共有し、幸福な暮らしを共に実現していくことにあります。

創業以来、「置き薬」という世界に類を見ない日本の伝統的な「先用後利」の思想とそのシステムを基本にして、「トータルライフ・ケア」の戦略を推進し、タイムリーな商品（プライベート・ブランド）、情報、サービスの提供をさせていただくことで、お客様と直接ふれあうことの喜びや大切さを大事にまいりました。そして同時に、「予防は治療に勝る」ということから、お客様を「病気にさせない」ことに大きな使命があると考えてまいりました。

この「ふれあい業」は近年のデジタル化する社会にあって、常に顔が見える、温もりが伝わる、アナログにこだわることに価値をおきます。そこにはほのぼのとした心の通い合うお客様との信頼のきずながつくられていきます。こうした「ふれあい」は、本来の人間がもつ社会的欲求を満たし、生活習慣病をはじめとする様々な現代病や健康情報サービスへの不信・不安を少しでも払拭するために、人と人、心の「きずな」を大切にしたいヒューマン・ネットワークを広げていくことによって、社会に対する約束を果たしていきます。

「伝統と革新」をもとに挑戦し続ける<CHUKYO SPIRIT>を發揮し、最強のパーソナル・コミュニケーションである「ふれあい業」をさらに拡大、発展させていくことこそ、当社の企業価値の源泉であると考えます。

2. 企業価値の向上に資する取り組み

当社を取り巻く事業環境においては、健康志向の高まりや高齢化の進行により、ドラッグストア、コンビニ、ホームセンターなどの企業による積極的な市場参入

がなされ、特に健康食品、化粧品・家庭用品市場においては通信販売企業をはじめ、メーカー、流通系企業等が地域戦略とONE TO ONE マーケティングのスキル、商品、サービス価値の向上によって市場競争が激化してきています。また、お客様においても情報の高度化、スピード化の中で健康意識の高揚から、安全、安心意識の定着はもとより、商品、サービスに対する知識、要求も多様化し、企業、商品の選別が厳しさを増してきています。

このような事業環境の中、当社が持続的な成長を目指していくためには、三方良しの精神・共通善【みんなが幸せに生きるために、みんなにとって善いもの】による、お客様視点の経営を徹底し、「ふれあい業」の進化を重要施策とします。それには、①全社員の総力を掲げお客様生涯価値創造のマーケティング活動による事業能力を高め、②お客様に対する適切な情報・サービスの提供およびマーケット・インによる高品質な商品開発を推進し、③当社独自のフロントライン（お客様との多様な接点）の強化を一層進めていきます。さらに、事業効率および財務基盤の強化を推し進め、更なる成長と収益性の向上のための成長戦略の起動を推進していきます。

アクアマジック事業部で展開している売水事業部門におきましては、当社の顧客基盤を有効に活用し、営業エリアの拡大と更なる顧客数の増加に努めると共に、One-Way方式のビジネスモデルを推進し、効率的で安定供給できる製造・物流体制を構築し、他企業との事業提携や経営資源の相互利用も視野に入れ、収益の柱とすべく邁進していきます。

平成25年5月17日に公表した新中期経営計画では、全社的な基本戦略として以下を掲げています。

<基本戦略>

(i) 事業領域の拡充（革新）：成長戦略投資

- ・ 各事業領域の協働と相乗効果による、お客様の「トータルライフ・ケア」のための多角的・多面的な商品・サービスの提供を行なう事業力（販売力、機動力、企画力）の向上を図る。
- ・ お客様との価値創造の為に多様なお客様との接点の拡充によるフロントラインの強化を図る。
- ・ 事業提携を進めて相互の経営基盤を生かした新事業領域を拡大させる。
- ・ マーケティング力の強化によるプロモーションの充実を図る。
- ・ Web等によるネット販売を強化する。

(ii) 事業基盤の強化、コア事業の向上

- ・ お客様および販売チャネルの拡充に重点を置く。

- ・ お客様に喜ばれる高品質の商品をお取引先との連携と共に開発する。
 - ・ 商品管理・物流の効率向上を図り、お客様の期待に応える商品提供を行う。
- (iii) 仕組・制度の見直しと保有資産の活用
- ・ 職位別の社員教育体系の見直し。
 - ・ 新たな人事評価制度・事業評価制度を確立する。
 - ・ 保有資産（在庫・受取手形・売掛金含む）の有効活用を行う。
- (iv) 理念に則した事業活動と業務提携の推進
- ・ 提携先との経営資源と事業領域の相乗効果を図り、企業価値を高める。
- (v) 経営基盤の強化
- ・ コンプライアンス（法令順守）とガバナンス（企業統治）ならびに内部統制を強化する。
 - ・ 持続的成長と収益性の向上のマインドアップのため、全社員に企業理念・中京ウェイの浸透、共有を進める。
 - ・ 売上高のみならず利益、キャッシュフローも重視したバランスある事業経営、財務基盤の強化、向上を行う。
- (vi) 社会的責務・使命の取り組み強化
- ・ 「きずなA S S I S T：世界の子供たちに健康と教育を」を更に推進し、地域・社会にも積極的に貢献する。

Ⅲ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の必要性について

Iにおいて述べましたとおり、当社は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、大量買付者に、当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供させ、当該大量買付行為について検討等を行う時間を確保した上で、当社取締役会が、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とし、もって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する大量買付行為を抑止するための枠組みを確保することが必要不可欠であると考えております。

また、当社は公開会社であることから、株主の皆様のご自由な意思に基づく取引等により当社株式が転々譲渡されることは勿論のこと、またかかる株式の譲渡・株主構成の変動等により今後当社の発行する株式の流動性が増す可

能性があること等に鑑みると、今後当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する株式の大量買付行為がなされる可能性も否定できません。

以上の理由により、当社取締役会は、以下の本プランを導入することを決定いたしました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

イ. 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・増大させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。かかる大量買付行為についての必要かつ十分な情報の収集・検討等を行う時間を確保するため、大量買付者には、取締役会検討期間（Ⅲ 2. (4)において定義されます。）が終了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

ロ. 独立委員会の設置と同委員会への諮問

①大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、②大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置を発動するか否かの判断については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、独立委員会規則（その概要については別紙1ご参照）に従い、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会は、上記①および②について、かかる独立委員会に必ず諮問することとします。

独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員等に対して必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について提供を求めながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。当社は、この勧告の内容を公表するものとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとし、

本プランは、重要な判断に際しては独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ当社取締役会は同勧告を最大限尊重しなければならないものとする事により、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性が確保できるよう設計されています。

なお、本プランの導入当初の独立委員会は、[当社の社外監査役2名および社外の有識者1名]により構成される予定であり、その委員は、別紙2のとおりです（独立委員会の委員の選任基準、決議要件および決議事項については別紙1ご参照）。

(2) 対象となる大量買付行為

本プランは、以下の①から③までのいずれかに該当する行為もしくは該当する可能性がある行為（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。以下「大量買付行為」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等¹に関する特定の株主の株券等保有割合²が20%以上となるような当該株券等の買付けその他の取得³
- ② 当社が発行者である株券等⁴に関する特定の株主の株券等所有割合⁵とその特別関係者⁶の株券等所有割合との合計が20%以上となるような当該株券等の買付けその他の取得⁷
- ③ 当社が発行者である株券等に関する特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下③において同じとします。）との間で当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者⁸に該当することとなるような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁹を樹立する行為¹⁰（ただし、当該特定の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下本プランにおいて別段の定めがない限り同じとします。

2 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下本プランにおいて別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)買付者等との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに買付者等の公開買付

代理人および主幹証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）は、買付者等の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

- 3 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下②において同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下②において同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)同法第27条の23第5項に定義される共同保有者および(ii)契約金融機関等は、買付者等の特別関係者とみなします。以下本プランにおいて同じとします。
- 7 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- 8 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下本プランにおいて同じとします。
- 9 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主および当該他の株主が当社に対して直接または間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- 10 当該行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重して合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、かかる判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(3) 大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社に対して、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社の定める書式および方法により提出していただきます。

本必要情報の具体的内容は大量買付者の属性および大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含みます。）の概要（大量買付者およびそのグループの名称、住所、事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大量買付行為の目的、方法および内容（当社株券等の取得対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為および関連する取引の実現可能性等に関する情報を含みます。）
- ③ 大量買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無および意思連絡がある場合にはその内容
- ④ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）
- ⑤ 取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 大量買付者による当社株券等の過去の取得に関する情報
- ⑦ 当社の経営に参画した後に想定している経営者候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑧ 当社の取引先、顧客、従業員等のステークホルダーの処遇方針
- ⑨ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大量買付行為の概要を明示し、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書をご提出いただくこととします。当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、買付説明書の書式（本必要情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。ただし、この場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。そして、当社は、大量買付行為の提案があった事実については速やかに開示し、また、当社取締役会に提供された本必要情報については、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、その全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、本必要情報を受領した場合は、速やかにこれを独立委員会に提供します。独立委員会は、当社取締役会から提供された情報が不十分であると判断した場合は、大量買付者に対し、適宜合理的な期限を定めた上、直接または取締役会を通じて本必要情報を追加提出するように求めることがあります。

なお、意向表明書および買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、本必要情報の提供が完了したと判断した場合、直ちにその旨を開示いたします。

(4) 取締役会による検討手続

大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大量買付行為の場合）の当社取締役会による検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定します。大量買付行為は、取締役会検討期間が終了した後のみ開始されるものとします。

なお、独立委員会が取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らない等、当社取締役会が取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつき止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会検討期間を最大30日間延長することができるものとします。

当社は、当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合、当該決議された延長期間およびその延長期間が必要とされる理由を、直ちに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において大量買付者から提供された本必要情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資するか否かという観点から、大量買付者の大量買付行為の評価を行います。また、当社取締役会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、当社経営陣から独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得ることができるものとします。

その上で、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付行為の内容を検討し大量買付行為の内容を改善させるために、大量買付者と協議、交渉を行います。

大量買付者は、当社取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(5) 独立委員会による検討

独立委員会は、大量買付者および当社取締役会から提供された情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大の観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の検討を行います。また、独立委員会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができるものとします。

独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者から提供された本必要情報、大量買付者の大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提出された代替案の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業機密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、取締役会を通じて株主の皆様に対し、速やかに情報開示を行います。

(6) 独立委員会の勧告手続

独立委員会は、取締役会検討期間内に、以下に定めるところにより、当社取締役会に対して大量買付行為に関する勧告を行うものとします。

イ. 大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合

大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

但し、本プランに定められた手続が遵守されている場合であっても、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると判断したときは、独立委員会は、対抗措置の発動を勧告することがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

- ① 次の a. から d. までの掲げる行為等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量買付行為である場合
 - a. 当社株式を買い占め、その当社株式について当社側に対して高値で買取りを要求する行為

- b. 当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うような行為
 - c. 当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - d. 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ② 強圧的二段階買付け（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大量買付行為である場合
 - ③ 大量買付者による支配権取得により、取引先、顧客、従業員等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく毀損される場合
 - ④ 大量買付行為の条件（対価の種類・価額、大量買付行為の時期、買付方法の適法性、大量買付行為の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み著しく不十分または不適当な大量買付行為である場合
 - ⑤ 大量買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
 - ⑥ その他①ないし⑤に準ずる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

ロ. 大量買付者が本プランに定められた手続を遵守しない場合

大量買付者により、本プランに定める手続が遵守されない場合、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

独立委員会の勧告がなされた場合、当社取締役会は、独立委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

(7) 当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動の決議その他必要な決議を行うものとし、対抗措置の発動または不発動の決議がなされた場合には、取締役会検討期間は、取締役会検討期間開始から当該決議の日までに経過した日数にかかわらず、その日をもって終了することとします。

(8) 対抗措置発動の中止等について

当社取締役会は、①大量買付行為が撤回された場合や、②大量買付者による本必要情報の提供が完了したと当社が判断した旨開示した後、大量買付者によって当該本必要情報につき重要な変更がなされたと判断した場合、③その他当該独立委員会の勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、その決議により、対抗措置の発動を中止または変更することができるものとし、ただし、当社取締役会は、対抗措置の発動の中止を決議する際には独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

(9) 対抗措置としての新株予約権の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権の無償割当てを実施します。当該新株予約権無償割当ての概要は、以下のとおりです。

イ. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

ロ. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限として、当社取締役会が定める数とする。

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

ハ. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割り当てを行うことがある。

ニ. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は 1 円以上で当社取締役会が定める額とする。

ホ. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

ヘ. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当てを決議する取締役会において定めるものとするが、以下に掲げる者については、原則として新株予約権を行使することができないものとする。

① 大量買付者および大量買付者のグループに属する者。

② 外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる者（ただし、本項に該当する者の有する新株予約権も、後記チ. に従って、当社による当社株式を対価とする取得の対象となることがあるものとする。

なお、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者については、新株予約権を行使することができるものとする。）。

③ 大量買付者または大量買付者のグループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）。

ト. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

チ. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断したときは、当社取締役会が別途定める日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」といいます。）をもって、以下に掲げる者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取得日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができる。
 - a. 大量買付者および大量買付者のグループに属する者。
 - b. 取得日までに、大量買付者または大量買付者のグループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）。
- ③ 前項に定める取得日以降において、大量買付者または大量買付者のグループに属する者以外の者が有する新株予約権が存在すると当社取締役会が認める場合（ただし、かかる取締役会の認定にあたり、当社は、前項b. に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、取得日より後の日であって取締役会が別途定める日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当社取締役会の定める当該日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- ④ ①項ないし③項に定めるほか、新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、新株予約権無償割当て決議において定めることができる。

3. 本プランの有効期間等

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、増大させることを目的とすることから、その有効期間は、本定時株主総会の終結の時から3年とします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中に、本プランの趣旨に反しない範囲で、独立委員会の承認を得て、本プランの内容を変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 法令等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成25年5月17日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

IV 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を毀損するものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

(1) 会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、当該大量買付に応じるか否かの判断のための一定の検討期間が経過した後のみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしています。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは当社の会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

(2) 株主共同の利益を毀損するものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

イ. 買収防衛策に係る指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足するとともに、株式会社大阪証券取引所（JASDAQ 市場）の定める「企業行動規範に関する規則」第11条に準拠しております。

また、本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえたものとなっております。

ロ. 株主意思を重視するものであること

本プランの導入は株主総会の承認を条件としており、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されております。また、III 3. 記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において、本プランを廃止することが決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

ハ. 独立性のある社外者の判断の重視と情報開示

本プランは、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除するために、発動および変更等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者から構成される独立委員会により行われることとされています。実際に当社に対して大量買付行為がなされた場合には、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

ニ、合理的な客観的要件の設定

本プランは、Ⅲ 2. (6) に記載のとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置は発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

ホ、外部専門家等の意見の取得

Ⅲ 2. (5) に記載のとおり、独立委員会は、当社経営陣から独立した外部専門家等の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

ヘ、デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

Ⅲ 3. に記載のとおり、本プランは、大量買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

V 株主・投資家等の皆様に与える影響等

(1) 本プラン導入時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本プラン導入時点においては、新株予約権無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、株主および投資家の皆様の権利関係に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会決議に基づき、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（本プランに違反した大量買付者および当社の企業価値ひ

いては株主共同の利益を著しく毀損すると認められるような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した場合には、法令および金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様には新株を交付することがあります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令に基づきお知らせ致します。

なお、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合であって、当該新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、独立委員会の勧告を受けて、当社が当該新株予約権無償割当てを中止し、また無償割当てされた当該新株予約権を無償取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者（(i) および (ii) についてはその補欠者を含む。）の中から、当社取締役会が選任する。(iii)社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本取締役会決議から3年とする。なお、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- ・独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 対抗措置の発動または不発動（対抗措置の発動の可否についての株主総会への付議の実施を含む）
 - ② 対抗措置の変更または停止
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ① 本ブランの対象となる大量買付行為への該当性の判断
 - ② 大量買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ③ 大量買付者の大量買付行為の内容の精査・検討
 - ④ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑤ 取締役会検討期間の延長の決定

⑥ 本プランの修正または変更の承認

⑦ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

⑧ 当社取締役会が別途独立委員会で行うことができるものと定めた事項

- ・独立委員会は、大量買付者に対し、買付説明書記載の情報その他提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求めることができる。また、独立委員会は、大量買付者から買付説明書記載の情報その他本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対し、所定の期間内に、大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者に対して、必要な説明および帳票類の提出を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家等を含む。）の助言を得ることができる。
- ・独立委員会の各委員は、大量買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- ・独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合のほか、定期的に委員会を開催し、当社の経営状況について、当社取締役その他独立委員会が必要と認める者から報告を受けるものとする。

独立委員会委員の氏名および略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

柘植 信吾 氏

生年月日： 昭和15年（1940年）9月25日

現職： 当社常勤社外監査役

職歴： 平成 15年 6月 東海労働金庫理事長退任

平成 17年 6月 当社監査役

平成 20年 6月 当社常勤監査役

現在に至る

なお、柘植 信吾 氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

吉田 和永 氏

生年月日： 昭和50年（1975年）9月26日

現職： 当社社外監査役

住田正夫法律事務所弁護士

職歴： 平成 18年10月 住田正夫法律事務所入所

平成 20年 6月 当社社外監査役

現在に至る

なお、吉田 和永 氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

松田 和久 氏

生年月日： 昭和33年（1958年）11月2日

現職： マツダ税理士総合事務所所長税理士（登録番号085435）

名古屋商科大学大学院会計ファイナンス研究科税法学教授

職歴： 平成 9年 8月 名古屋国税局査察部 国税査察官退官

平成 9年 9月 税理士登録

マツダ税理士総合事務所所長税理士

現在に至る

なお、松田 和久 氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任いたします取締役金澤光二氏および監査役長谷川了治氏ならびに監査役田島照彦氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社における一定基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

ふ 氏	り が	な 名	略	歴	
かな 金	ざわ 澤	こう 光	じ 二	平成9年6月 当社取締役 (現任)	
は 長	せ 谷	がわ 川	り 了	じ 治	平成8年6月 当社監査役 (現任)
た 田	じま 島	てる 照	ひ 彦	平成21年6月 当社監査役 (現任)	

第6号議案 辞任取締役に退職慰労金贈呈の件

前事業年度中に辞任いたしました、当時専務取締役でありました山田雄三氏に対し在任中の労に報いるため、当社における一定基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任いただきたいと存じます。

辞任取締役の略歴は、次のとおりであります。

ふ 氏	り が	な 名	略	歴
やま 山	だ 田	ゆう 雄	ぞう 三	昭和53年6月 当社取締役 平成6年4月 当社専務取締役 平成24年2月 辞任

第7号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、平成25年5月17日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、第2号議案および第3号議案を原案通りご承認いただいた場合に重任される取締役5名ならびに監査役2名に対し、本総会終結の時

までの在任中の労に報いるため、当社における一定基準に従い、相当額の範囲内において、退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。

なお、支給の時期は、各取締役および監査役の退任時とし、支給の具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については、監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

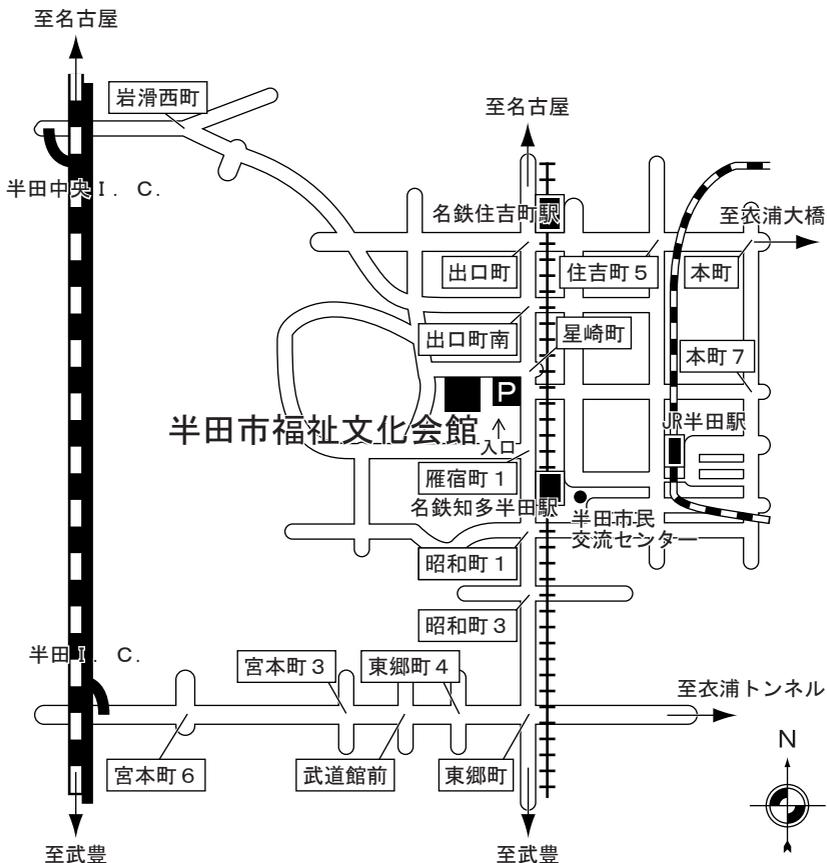
打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次の通りであります。

ふ 氏	り	が	な 名	略	歴
や 山	だ 田	まさ 正	ゆき 行	昭和53年5月	当社代表取締役社長 (現任)
つ 辻	むら 村		まこと 誠	平成4年1月 平成11年6月 平成21年6月	当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役 (現任)
まつ 松	もと 本	よし 好	ひろ 博	平成4年1月 平成21年6月 平成22年4月	当社取締役 当社常務取締役 当社取締役 (現任)
いい 飯	だ 田		とおる 亨	平成21年6月	当社取締役 (現任)
よね 米	づ 津	しゅう 秀	じ 二	平成23年6月	当社取締役 (現任)
つ 栢	げ 植	しん 信	ご 吾	平成17年6月 平成20年6月	当社監査役 当社常勤監査役 (現任)
よし 吉	だ 田	かず 和	なが 永	平成20年6月	当社監査役 (現任)

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県半田市雁宿町一丁目22番地の1
 半田市福祉文化会館（雁宿ホール）中央公民館 講堂
 ※昨年と同じ会場です。



- 交通機関
- ①名鉄河和線「知多半田駅」下車、徒歩3分。
 改札口を出て左手（西出口）へとお進みください。
 - ②車でお越しの方は知多半島道路「半田 I.C.」より「東郷町」交差点を左折し北上、または「半田中央 I.C.」より「岩滑西町」交差点を右折、「出口町南」交差点を右折してください。なお、駐車場に限りがございますので、恐れ入りますが、出来る限り、公共交通機関をご利用ください。
 駐車料金は各自ご負担ねがいます。

